

曲 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/令和2年8月25日

第48号



《ゴーシュ羊牧場放牧風景(写真提供:草野秀剛氏)》

全国農業新聞を
購読しましょう!

全国農業
新聞

毎週金曜発行
月700円

●お申込みは、お近くの農業委員または
農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 会長就任のご挨拶 2
- ★ 農地パトロールの実施 2
- ★ 農地のあっせん 2
- ★ 農業委員の新たな体制 3
- ★ 農地を売った場合の税金 4
- ★ 住宅や施設を建てようとする前に 5
- ★ 農地所有適格法人の報告について 6
- ★ 農地の賃借料情報・活動日記・編集後記 6

会長就任のごあいさつ



農業委員会
会長 高 木 裕 巳

昨年は、極端な積雪の少な
さにより、春耕が遅れると懸
念されましたが、春は好天が
続き播種作業も順調に進み、
その後の干ばつによる発芽不
良や低温・長雨による生育の
停滞など、目まぐるしい気象
推移ではありましたが、全体
の作柄は平年並みの年となり
ました。

今年の春先は降水量が少な
く、6月中旬以降は曇りや雨
の日が続いたことによる日照
不足もありましたが、今のと
ころ大きな天候の崩れもなく、
豊穰の出来秋を迎えられるの
ではないかと期待をしている
ところであります。

さて、本年は三年に一度の
改選の年で、この七月から新
しい農業委員会体制となりま
した。

改選後初の農業委員会総会
において、役員と各委員会の

構成を決定し、その結果、不
肖私が各委員のご推挙をいた
だき、会長としての任務の付
託を受けることとなりました

が、昨今の農業を取り巻く厳
しい情勢の中で責任の重大
さを考えたとき、身が引き締
まる思いでありますし、決意
も新たに頑張っていかなけれ
ばならないと思っております。

今、世界中で新型コロナウイルス
イルスが猛威を振るい、終息
する気配がありません。その
影響は飲食店を中心に企業の
倒産が増加するなど広がり
をみせており、それに追い打ち
をかけるように7月には九州
や中部地方を中心とした豪雨
による甚大な被害を受け、農
業についても先行きが不透明
な状況が続いています。

農業を取り巻く環境は、T
P P、日欧EPAに続き日米
貿易協定が発効するなど、農

業のグローバル化による新た
な国際環境に入り、農産物の
価格競争が激化することが予
想され、また、就業人口の減
少と高齢化の加速、担い手の
不足等により大変厳しい状況
にあります。しかし一方では、
ロボット、AI、IoTと
いった技術革新も目覚ましい
ものがあり、これらの課題や
時代の変化に多彩に対応し、
新たな成長につなげていくこ

とが必要で

とが重要です。
農業委員会として、先人た
ちが築き上げたこの地域農業
を守り、次世代に繋げていく
とともに、安心安全な農畜産
物の生産のため、今後も農地
集団化の推進、担い手への農
地集積など、農地流動化対策
を積極的に進め、本町農業の
発展に寄与してまいりたいと
考えております。

農業委員の任期は三年であ

りますが、農業委員会に課せ
られた使命と役割を認識し、
真に農業者の利益を代表する
機関として厳正・中立に運営
を行い、本町農業振興のため
全力を尽くして参りますので、
今後とも関係各位のご協力と
ご支援を切にお願い申し上げ、
就任のごあいさつといたしま
す。



農地パトロールの実施について

農業委員会では、耕作放棄
地やヤミ小作地、農地転用等
の実態を把握するため、毎年
農地の巡回を進めています。
農地法の改正に伴い、農地
の利用状況の調査が農地法に
基づく業務に位置付けられ、
昨年10月25日、町内全域を

対象として農業委員全員による農地パトロールを実施しました。

これまでも農地の利用方法に問題があった場合には、随時調査を実施
していますが今後も適切に農地の保全・管理、無断転用等の防止に努め
ます。

また、不適切な利用が見られる場合には、使用者への指導を進めるこ
とになりますので、皆様のご理解をお願いします。

農地のあっせんについて

農業委員会では毎年10数件の売買あっせんを取り扱っています。

農地のあっせんは農地法及び上土幌町農業委員会農地移動適正化あ
っせん基準等に基づいて適切に進めています。

◆ 配分決定までの流れ

農家の皆様から農地のあっせん申出を受理した後、農業委員会にお
いて当該地の現地調査を行い農地価格を決定します。地権者の了解を
前提に適正な地区に一定期間の公募を行い、取得希望者から配分申出
を徴取します。

配分は、あっせん基準等に基づいて農業委員会において慎重に審議
して決定します。

◆ 農地あっせんの留意点

農地のあっせんをご希望される場合は次の点にご留意ください。

1. 売買希望の農地に作物が作付されている場合は、収穫後の売買
契約となります。
2. 冬季積雪期においては現地調査ができませんので、融雪後に現
地調査を行い農作業開始前に売買契約を行います。

農地の売買や賃借等の利用権設定に関しましては、農業委員会にお問
い合わせください。



◀ 新たな体制でスタート ▶

農業委員会等に関する法律に基づき、6月9日開催の定例議会で同意を得て、町長より任命され7月20日より13名の新たな体制での活動が始まりました。

新たに伊東昌弘さん(萩ヶ岡)、太田晃さん(上士幌)、高木和也さん(上音更)、須田芳美さん(北居辺)、嶋木幸男さん(東居辺)、石川信幸さん(北門)、草野秀剛さん(北門)が委員となりました。

なお、退任された早坂晴雄さん(15年間)、佐藤清さん(9年間)、山本弘一さん(20年2ヶ月間)、大井隆行さん(6年間)、阿部修さん(9年間)には、大変お世話になりました。今後とも、農業委員会活動にご助言いただきますようお願いいたします。

改選後の農業委員会体制については、下記のとおりです。

新体制

① 年齢 / ② 住所

● 会長

高木 裕 巳(現)
① 64歳 / ② 上音更

● 会長職務代理者
農業政策委員会

早坂 均(現)
① 57歳 / ② 北門

● 農地委員会委員長

石川 信 幸(元)
① 53歳 / ② 北門

● 農地委員会副委員長

菅原 研(現)
① 64歳 / ② 萩ヶ岡

● 農地委員会

大西 仁 志(現)
① 64歳 / ② 北居辺

● 農地委員会

伊 東 昌 弘(新)
① 60歳 / ② 萩ヶ岡

● 農地委員会

太 田 晃(新)
① 58歳 / ② 上士幌

● 農地委員会

高 木 和 也(新)
① 58歳 / ② 上音更

● 農地委員会

須 田 芳 美(新)
① 58歳 / ② 北居辺

● 農地委員会

嶋 木 幸 男(新)
① 53歳 / ② 東居辺

● 農地委員会

草 野 秀 剛(新)
① 44歳 / ② 北門

● 農業政策委員会委員長

齋 藤 哲 也(現)
① 65歳 / ② 北居辺

● 農業政策委員会副委員長

関 谷 光 丸(現)
① 63歳 / ② 上士幌

● 農地を売った場合の税金 ●

- ◆ 農地(土地)を譲渡した場合は、他の所得と区分して(分離課税)、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。
- ◆ 譲渡所得税には、政策推進の観点からとその強制力により特別控除の特例措置が講じられています。
- ◆ 農地についても、担い手への譲渡を促すため、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡した場合には800万円、買入れ協議により農地中間管理機構に譲渡した場合は1,500万円、農業経営基盤強化促進法の農用地利用規定に基づく農地中間管理機構に譲渡した場合には2,000万円の特別控除認められます。

農地を売った場合の課税の特例(特別控除)

■ 農地利用目的の譲渡

▶ 800万円

- ・ 農用地区域内の農地を農用地利用集積計画又は農業委員会のあっせん等により譲渡した場合
- ・ 農用地区域内の農用地を農地中間管理機構(農業開発公社)に譲渡した場合

▶ 1,500万円

- ・ 農用地区域内の農地等を農業経営基盤強化促進法の買入れ協議により農地中間管理機構(農業開発公社)等に譲渡した場合

▶ 2,000万円

- ・ 農用地区域内の農地等を農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程に基づき農地中間管理機構(農業開発公社)に譲渡した場合

■ 転用目的の譲渡の例

▶ 5,000万円

- ・ 農地が土地収用法等(交換分合等)により買い取られる場合 等

住宅や施設を建てようとする前に！

- ◎ 住宅を新築したい
- ◎ 農業用施設を建設したい

まず農林課と農業委員会にご相談ください。

自分や家族名義の土地に住宅や畜舎・倉庫などの農業用施設の建設準備を進めていたが、その土地が農地であったために関係する法手続きを終えるまで着工できないという事例が多くあります。

農振法(農林課へ)

建設地が農業振興地域整備計画の農用地区域に含まれている場合、用途変更や除外の申請が必要です。申請内容によっては、許可までに数か月を要することがあります。

農振法の許可は、農地の転用を申請するためにも必要となりますので、早目に農林課の窓口でご相談ください。

農地法(農業委員会へ)

農地は、たとえ自分の土地であっても自由に宅地等に転用することはできません。

転用申請は、許可になるまで2か月程度を要します。また、土地の分筆測量が必要な場合があります。

余裕を持って早目の手続きを進めてください。

- ◆ 許可を受けずに転用した場合は罰則があります。
3年以下の懲役又は300万円(法人は1億円)以下の罰金

農用地利用規程に基づく農地を譲渡した場合の 譲渡所得税の2,000万円特別控除

■ 概要

- ① 地権者の組織する団体(農用地利用改善団体)が、実施区域の地権者の3分の2以上の同意を得て特例農用地利用規程を作成。その際、当該規程に集積すべき担い手を特定(認定農業者)
- ② 実施区域における農地の譲渡等は、特定された担い手又は農地中間管理機構のみに限定(同時に町による農振除外も制限)
- ③ 実施区域の農地所有者が特例農用地利用規程に基づき、農地中間管理機構に農用地を譲渡した場合、その譲渡益から2,000万円の特別控除

■ 農用地利用規程に定める事項

- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置
- 農用地利用改善事業の実施区域
- 認定農業者とその構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

上土幌町は、既に各地区に農用地利用改善組合があり利用規程も整備されています。特別控除の適応を受けるため、既存の利用規程を一部整備しなければなりません。

■ 特例農用地利用規程は、上記に加え次の事項を設定

- ◇ 農用地の受け手となる認定農業者の氏名又は名称及び住所
- ◇ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ◇ 農地中間管理事業の利用に関する事項等

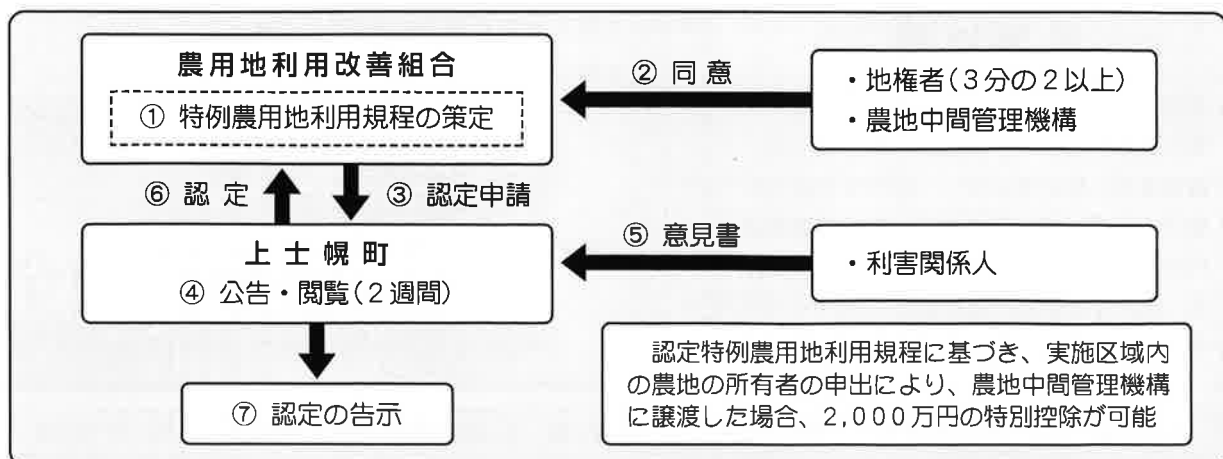
手 続 の 流 れ

■ 農用地利用改善団体とは

まとまりのある一定地域内の農用地の所有者等(権利を有する者の3分の2以上)で構成する団体であり、当該地域内の農作業の効率化や農地の利用関係の改善等の農用地利用改善事業を実施

■ 上土幌町の改善組合設立状況

- ・ 上土幌地区農地利用改善組合
 - ・ 上音更地区農地利用改善組合
 - ・ 北居辺地区農地利用改善組合
 - ・ 北門地区農地利用改善組合
 - ・ 萩ヶ岡地区農地利用改善組合
 - ・ 勢多地区農地利用改善組合
 - ・ 東居辺地区農地利用改善組合
- の7地区改善組合設立



農地所有適格法人 (旧農業生産法人)について

報告義務

農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人(旧農業生産法人)は、毎事業年度終了後3か月以内に農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出することが、法律で義務付けられております。

報告書を提出しない場合や、虚偽の報告をした場合、罰則規定があります。お忘れないうち、提出をお願いします。

農業委員会による勧告

農業委員会は、報告を受けた内容を確認し、農地所有適格法人としての要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、農地所有適格法人に対して、必要な措置をとるべきである旨の勧告をすることがあります。

※このほか詳細については、農業委員会へお問い合わせ下さい。

法人の要件の確保

農地所有適格法人の要件は、設立後、農地の権利を取得した後においても満たされていなければなりません。

たとえば、その法人の事業内容が、農業以外の事業が主となってしまうと、農地所有適格法人としての要件を欠くこととなります。

要件を満たさなくなると、権利を取得した農地は、手放さなくてはなりません。

農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果として、過去1年間に農地の賃貸借契約で締結(公告)された賃借料データを公表します。

平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりです。

【畑の部】

地域名	最高額	最低額	データ数
上士幌地区	10,000円	5,250円	23
北居辺地区	10,000円	10,000円	5
東居辺地区	10,000円	5,000円	49
北門地区	5,800円	5,500円	20
萩ヶ岡地区	8,500円	5,500円	65
上音更地区	9,000円	6,000円	36
勢多地区	6,000円	6,000円	15

◆ データ数は、期間内に新規または更新で賃貸借された畑の筆数です

編集後記

- ◆ 本年7月に農業委員が改選され、今後3年間の活動を担う新しい体制となりました。
- ◆ 編集委員も新体制になり、これまでの大井隆行委員長・菅原研委員・大西仁志委員に代わって、草野秀剛委員長・須田芳美委員・嶋木幸男委員が就任しました。今後ともよろしくお願いします。

活動日記

- 《1月》 9日 農業委員会だより編集委員会
21日 農業委員会活動強化研究会
22日 全道農業者年金研究会
24日 第10回農業委員会総会
28日～31日 農業委員道外研修
- 《2月》 14日 十勝農委連会長・会長職務代理・事務局長会議
22日～23日 第26回北海道十勝農業青年と交流会(上士幌当番町)
26日 第11回農業委員会総会
26日 こぶし会第3回定例会
- 《3月》 19日 北海道農業会議第88回総会(書面議決権行使)
23日 第12回農業委員会総会
- 《4月》 21日 農業委員候補者評価委員会
24日 第1回農業委員会総会
24日 農業者年金協議会代議員会
- 《5月》 25日 第2回農業委員会総会
- 《6月》 2日～4日 全国農業委員会会長大会/北海道選出国會議員要請集会(ココナの為中止)
8日 農業委員会OB役員会
25日 第3回農業委員会総会
- 《7月》 3日 十勝農業委員会連合会会長会議
10日 令和2年度新規就農者激励会
20日 第4回農業委員会総会
27日 十勝農委連北部会長・事務局長会議

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：草野秀剛 編集委員：須田芳美 嶋木幸男

公開情報 上士幌町ホームページ (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内[組織/農業委員会]よりご覧いただけます。